参考資料

２０２２年（令和４年）６月２７日

長野地方最低賃金審議会　　御中

長野県弁護士会
会長　中村威彦

「コロナ禍であっても、地域で安心して暮らすために最低賃金の引き上げを求める会長声明」の送付について

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当会では，「コロナ禍であっても、地域で安心して暮らすために最低賃金の引き上げを求める会長声明」を発表いたしました。

ご参考までに送付させていただきますので，宜しくお願い申し上げます。

敬白

長野労働局
'04.6.29
受付

コロナ禍であっても、地域で安心して暮らすために最低賃金の引き上げを求める会長声明

新型コロナウイルスの感染拡大により、労働者、住民は、日々不安の中で暮らしている。制度としてのセーフティーネットが脆弱な我が国においては、不安定な労働条件にある非正規労働者は、その命と暮らしさえも極めて深刻な事態に陥っている。

我が国では世帯所得が全世帯の中央値の半分に充たない相対的貧困率が２０１２年時点においても１６．１％とされており、所得格差が社会問題化している。この所得格差の問題は、非正規労働者が労働者全体の約４０％を占め、年収２００万円以下で働く労働者が１８００万人を超える労働環境にこそ原因がある。所得格差をこれ以上拡大させないためには、最低賃金制度のセーフティーネットとしての機能を実効的なものとさせ、少なくとも労働者が最低賃金でフルタイム働けば、それだけで安心して暮らせる賃金水準にすることが急務である。

しかしながら、２０２１年の最低賃金の全国平均は９３０円にとどまり、長野県はそれを大きく下回る８７７円となった。仮に、時給９３０円で、法定労働時間（１日８時間、週４０時間）で年５２週働いたとしても、年収１９３万４４００円にしかならない。

２０２０年、長野県労働組合連合会が行った最低生計費試算調査によれば、長野市在住２５歳男性、独身、一人暮らし、軽自動車所有の場合、一ヵ月に必要な最低金額（最低生計費）は、２５万４８１２円であった。これは、上記法定労働時間で時給換算すると、時間給１４６６円となり、２０２１年の最低賃金の水準では遠く及ばず、安心して暮らせるだけの賃金水準には到底達していないことになる。

また、最低賃金の地域間格差は依然として解消されず、最も高い東京の時給１０４１円に対し、最も低い沖縄県は時給８２０円であり、２２１円もの開きがある。新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市部への過度の人口や企業の集中が大きなリスクであることが顕在化し、地方の再生と活性化の重要性が改めて浮き彫りとなっているコロナ禍でこそ、賃金の地域間格差を見直し、高水準での全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

これに対し、長引くコロナ禍で、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を懸念する意見があり、それへの配慮も必要である。

特に、中小企業にとって大きな負担となっている労働者の社会保険料負担の減免は一考に値するものであり、その他、元請け企業と中小下請け企業間において公正な取引が確保されるようこれまで以上に努めることはもちろん、コロナ禍にあって、さらなる中小企業支援策を講じることが急務である。

以上より、当会は、国に対し、中小企業への十分な支援策を求めるとともに、コロナ禍であっても地域で安心して暮らせるだけの最低賃金の実現に向け、中央最低賃金審議会及び長野地方最低賃金審議会が最低賃金の引き上げを答申すべきことを求める。

２０２２年（令和４年）６月４日

長野県弁護士会

会長　　中　村　威　彦